

介護予防・日常生活支援総合事業

通所介護（現行）相当サービス 請求の手引き

報酬請求について

1. 1回当たりの単価設定について

（岸和田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表1（第16条関係））

※従来の介護予防通所介護の介護報酬は、月額包括報酬とされていましたが、岸和田市の通所介護相当サービスにおいては、「サービス利用実績に応じた報酬設定」の観点から、サービス提供1回当たりの単価設定を基本とする報酬を用いることとします。

【支給区分（提供頻度）と単位数】

支給区分 (対象者)	単 位	提供頻度
事業対象者 要支援1	378単位/回 (※1か月4回まで請求可能)	週に1回程度
	1,647単位/月 (※5週ある月など、提供回数が1か月5回以上の場合)	
事業対象者 要支援2	389単位/回 (※1か月8回まで請求可能)	週に2回程度
	3,377単位/月 (※5週ある月など、提供回数が1か月9回以上の場合)	

※支給区分（提供頻度）に応じた提供実績の請求

原則として、サービス提供実績（提供回数）に基づき、介護予防サービス・支援計画書等に予定していた、各支給区分（提供頻度）の1回当たりの単位により請求します。5週ある月など、1か月当たりの提供実績が一定回数を超える場合については、月額包括単位での請求とします。

（例外的に日割り計算を行う場合については、「2. 日割り請求に係る適用について」（P3）を参照してください。）

※従来の介護予防通所介護と同様に、支給区分については、サービスの提供頻度の程度ではなく要支援1又は要支援2などの利用者の有する資格（介護度等）により決定されますが、サービスの提供頻度については、介護予防支援事業者等による適切なアセスメントやサービス担当者会議等により得られた専門的見地からの意見等を勘案して決定してください。

一方で、事業対象者については、サービスの提供頻度の程度によって支給区分が決定されます。

事業対象者におけるサービスの提供頻度についても、要支援者と同様のプロセスを経て、適切に決定してください。

【請求例】

例1	要支援1の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した	378単位×4回
例2	事業対象者で週に1回程度の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供した	1,647単位
例3	事業対象者で週に2回程度の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した	389単位×8回
例4	要支援2の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供した	3,377単位
例5	事業対象者で週に2回程度の利用者に対し、5週ある月で1か月に9回サービスを提供予定していた場合に、介護予防サービス・支援計画書上は月額包括単位で請求予定であったが、体調の変化に伴い1か月に3回の提供となった	389単位×3回

※事業対象者のサービス提供回数変更に伴う支給区分（提供頻度）の変更

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも、少ないサービス提供になること、又は、利用者の状態像の悪化に伴って、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあります。その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、この場合にあっては、翌月の支給区分について、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による介護予防サービス・支援計画書等を定める必要があります。

【請求例】

例1	事業対象者で、週に1回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い1か月に7回サービスを提供した。	週に1回程度として、 1,647単位を算定
例2	事業対象者で、週に2回の提供を想定していたが、状態の改善に伴い、1か月に4回サービスを提供した。	週に2回程度として、 389単位×4回を算定

※通所介護相当サービスのサービス提供記録について

事業所におけるサービス提供記録には内容と共にその開始時間、終了時間は必ず記録してください。

送迎、入浴に関する報酬も基本単位に包括されていますので、実施の記録を必ず残すようにしてください。

2. 日割り請求に係る適用について

月額包括単位の日割り請求にかかる適用については以下のとおりです。

1か月の提供回数が一定回数を超え月額包括単位での請求となる場合で、以下の対象事由に該当する場合は日割りで算定します。日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとします。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定します。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

<対象事由と起算日>（平成27年3月31日老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課／事務連絡・I資料9）参考

	月途中の事由	起算日	
開始	・区分変更（要支援1 ⇔ 要支援2） ・区分変更（事業対象者 ⇔ 要支援）	変更日	
	・区分変更（要介護 ⇒ 要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日	
	・利用者との契約開始	契約日	
	・介護予防通所介護の契約解除	契約解除日の翌日	
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日	
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除	契約解除日の翌日	
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所	退所日の翌日	
	終了	・区分変更（要支援1 ⇔ 要支援2） ・区分変更（事業対象者 ⇔ 要支援）	変更日
		・区分変更（要支援 ⇒ 要介護） ・区分変更（事業対象者 ⇒ 要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・利用者との契約解除	契約解除日
・介護予防通所介護の契約開始		サービス提供日の前日	
・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）		入居日の前日	
・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用の登録開始（※1）		サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日	
・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）		入所日の前日	

*加算（月額）の日割り計算は行いません。

* 1か月の提供回数が一定回数を超え、月額包括単位になる場合で、月途中で、介護予防特定施設入所者生活介護や、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を利用する場合、当該利用日数を減じた日数による日割り計算を行います。

(※1) ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除きます。他の保険者での算定の方法については、当該保険者に問い合わせてください。

(※2) 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となります。

3. 国民健康保険団体連合会への請求コードについて

通所介護（現行）相当サービスに関して、請求に係るサービスコードはA 6から始まるサービスコードを使用します。

サービスコード表については市ホームページに掲載している「A 6（通所介護相当サービス）」を参照してください。

【注意】 通所介護（現行）相当サービスについても従来の介護予防通所介護と同様に、利用者の所得に応じた負担割合が適用されます。サービス提供に当たっては、介護保険負担割合証を必ずご確認いただき、利用者の負担割合を把握してください（事業対象者に対しても介護保険負担割合証が交付されます。）。

毎年8月に更新されます（介護保険負担割合証の適用期間は毎年8月1日から翌年7月31日までです。）。